

真庭市地域公共交通計画等策定支援業務

プロポーザル実施要領

令和7年5月

真庭市役所生活環境部くらし安全課

公共交通対策室

1. 事業概要

(1) 目的

本業務では、公共交通の現状、地域の実情等を把握し、課題の整理を行い、真庭市における公共交通の目指すべき将来像と、その実現に向けた施策の方向性を共有した上で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく、地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」（以下、「交通計画」という。）の策定に向けた支援を行うものとする。

また、交通計画の策定と並行して地域公共交通利便増進計画の策定支援を行い、利便増進事業の実施による交通空白の解消及び持続可能な市民の移動確保を目的とする。

本業務の性質及び目的が価格のみによる競争入札に適しないものと判断し、業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から事業の履行に最も適した候補者を決定するために、プロポーザル方法を採用する。

このため、必要な手続き、要件及び審査方法等について定める。

(2) 業務名

真庭市地域公共交通計画等策定支援業務

(3) 業務内容

真庭市地域公共交通計画策定支援

真庭市地域公共交通利便増進実施計画策定支援 ※詳細は、別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日まで

2. 業務に要する費用（予定価格）

金 9, 592, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に入札参加資格審査申請書【計画策定】を提出し入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加資格審査申請書類を提出し確認を受けたものであること。
- (2) 真庭市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 本業務遂行に必要な知識・経験・技能等を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員、必要な各種法令に基づく許可等を有している者。

4. 日程

(1) 公告	令和7年5月8日（木）真庭市ホームページ掲載
(2) 質問受付締切	令和7年5月19日（月）正午まで
(3) 質問回答	令和7年5月22日（木）予定
(4) 参加意思表明書受付締切	令和7年5月29日（木）正午まで
(5) 企画提案書等受付締切	令和7年6月5日（木）午後3時まで
(6) 選定審査	令和7年6月16日（月）※予定
(7) 審査結果の通知	選定審査後、速やかに通知する。
(8) 審査結果の公表	選定審査後、速やかに真庭市ホームページにて公表する。
(9) 契約締結	最優秀提案者と協議のうえ締結する。

5. 参加意思表明について

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類 参加意思表明書（様式1） 1部

(2) 提出方法

持参又は郵送（宅配便も可。以下「郵送等」という。）により提出すること。

持参の場合の受付時間は開庁時間とする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送等で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 提出先

〒719-3292 真庭市久世 2927 番地 2

真庭市生活環境部くらし安全課公共交通対策室

(4) 参加を辞退する場合

参加申込後に辞退する場合は、(様式2)辞退届を遅滞なく提出すること。

6. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和7年5月19日(月)正午まで

(2) 提出方法

質問書(様式3)により、メールにて提出すること。

※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

送信先: kurashianzen@city.maniwa.lg.jp

(件名: プロポーザル(公共交通)の質問について)

(3) 回答日

令和7年5月22日(木) 予定

(4) 回答方法

質問者の名前を伏せて市公式ホームページに掲載

※質問書への回答は、本実施要領の追加または修正として取扱うものとする。

7. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

A4 横長、横書き、片面印刷で左綴じ(クリップ止め)とし、企画提案書(様式4)と共に正本を1部、副本を5部提出すること。

また、様式4を除く提案書のデータを記録したCD-Rを副本として1部提出すること。この場合、記録するデータのファイル形式はPDFファイルとすること。

[留意事項]

- ① 下記【提案書記載事項一覧】の全ての項目について、記載すること。
- ② 提案は、ポンチ絵等の図を活用し分かりやすい記載に努めること。
- ③ 表紙を除き本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
- ④ 表紙を除く提案書本文は、20ページ以内とすること(表紙、見積書、内訳書は含まない)。
- ⑤ 提案書は多色刷り(カラー)とする。
- ⑥ 使用言語は日本語とし、12ポイント以上の大きさとすること。
- ⑦ 表紙(正本)には、表題として「真庭市地域公共交通計画等策定支援業務に関する提案書」と記載し、社名を記載すること。
なお、様式4を除き、提案書本文には社名を一切記載せず、社名が特定されるような表現も用いないこととし、副本の場合は記録されたメディアもしくはそのケースに社名を表示し、データ化した資料には社名の記載がないこと。
- ⑧ 業務全体のスケジュールについてまとめ、記載すること。(20ページの中に含む)
- ⑨ 提案書正副の記載内容に不整合があった場合、本市に有利な記載内容を提案とみなす。

【提案書記載事項一覧】

ア 企画提案書…(様式4)

- イ 会社概要…（様式 5）
- ウ 技術者の概要…（様式 6）
- エ 業務実績調書…（様式 7）
- オ 担当技術者調書…（様式 8）
- カ 技術責任者の経歴及び実績等調書…（様式 9）
- キ 企画提案書…【任意様式】
- ク 見積書…（様式 10）積算根拠となる内訳書（貴社任意様式）を添付すること。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 3 時まで
- ② 提出場所：真庭市役所生活環境部くらし安全課公共交通対策室
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。
※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④ 留意事項：提出期限までに提出がない場合は、本プロポーザルの参加を辞退したものとみなす。

8. 審査方法

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、審査会要領を別に定め、「真庭市地域公共交通計画等策定支援業務プロポーザル審査委員会」で審査を行う。

プロポーザルの審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査（書類、プレゼンテーション、質疑応答等による審査）

提出された企画提案書を下記に示す審査基準に基づき審査し、その内容により得点を加減し、評価点数が最も高い者を候補者とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの方法

- (ア) 提案書を提出した参加者は、別途指定する日時に、真庭市役所本庁舎内の指定された会場又は指定された方法(Web 会議方式等)で説明を行い、その後引き続き質疑応答を受けること。
- (イ) 説明時間は 1 者当たり 20 分とし、質疑応答時間は 10 分以内とする。
- (ウ) 出席者は 1 者当たり 4 名までとする。また、指定する時間までに会場外の指定場所にて待機することとする。
- (エ) 説明に際し、提案書でのプレゼン以外に必要な応じてデモ等を行うことを認める。
- (オ) 説明に際しては、プロジェクター等の機材の使用は認めるが、真庭市からはスクリーン及び延長コード以外の貸し出しは行わない。

9. 審査基準及び配点

委託先候補の選定及び特定に当たっての評価基準は次のとおりとし、審査を厳正に行ったうえで最優秀者を選定する。

(1) 事業者の評価 25/100

	大項目	中項目	選定基準	配点
1	事業者の評価	専門技術力	事業者として過去に同類または類似業務の実績があるか	10
		業務実施体制	業務遂行に妥当な組織編制、人員配置となつて	10

			おり迅速かつ柔軟に対応できる体制がとられているか	
2	見積金額の評価	金額の妥当性	見積金額（税抜き）について相対的に評価する 算定式：配点5点×（最低価格÷提案価格 ※小数点以下切り捨て）	5
評価点			25点満点	

(2) 提案内容の評価 75/100

	大項目	中項目	選定基準	配点
1	本市の現状についての基本認識	—	本市の地域特性、人口動態等について理解度は高いか。	10
2	関連計画との整合性	—	現行計画、上位計画（総合計画、都市計画マスタープラン）及び関連計画（まちひとしごと創成総合戦略、地域福祉計画、障がい者福祉計画等）との関係を整理し、整合が図られているか。	10
3	基本方針及び実施事業の検討	本業務の実施方針	「地域公共交通計画」の実質化に向けたアップデートを踏まえた上で、計画策定から公共交通施策の実施までを見据えた実施方針となっているか。	15
		課題認識及び解決策の仮説	現状を理解した上での課題及び解決策の着眼点の優劣、妥当性はあるか。	15
		具体的な作業内容及び作業工程	仕様書に基づく業務内容を、事業者独自の専門的知見、ノウハウ等を活かした具体的な作業内容に落とし込んでいるか。 作業工程が適切かつ現実的なものであるか。	15
4	事務的支援	法定協議会等の運営支援	法定協議会、マネジメント・モニタリングチーム等における資料作成、助言など、事務的な支援が期待できるか。	10
評価点			75点満点	

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11. 契 約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行う。協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。また、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は審査委員会が審議して決定する。
- (6) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象とする。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後に開示する。
- (7) 提案者が1者の場合、本プロポーザルは成立するものとするが、選定方法は審査委員会で決定する。

13. 担当部署（提出・問合せ先）

真庭市生活環境部くらし安全課公共交通対策室 担当：三船

〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927 番地 2 TEL：0867-42-1017

電子メール：kurashianzen@city.maniwa.lg.jp

